

会 派 構 成

◎…代表者

会 派	会 員 名
2 1 政 会	◎高見 忍 高橋佐代子 森元 清蔵 後藤 千明 森田 博美
公 明 党	◎繁田 基 土本 昌幸
新 政 会	◎井上 智章 別府 直
加 西 想 政 ク ラ ブ	◎桜井 光男 三宅 利弘
清 風 会	◎吉田 稔 黒田 秀一
正 睦 会	◎西川 正一
日 本 共 産 党	◎井上 芳弘
無 所 属 ク ラ ブ	◎山下 光昭
太 陽 の 会	◎小谷 安富
東 風 会	◎丸岡 弘満

加西市議会基本条例が制定されました

6月定例議会の初日(6月2日)、加西市議会基本条例が議決、制定され、即日施行されました。この条例は、前文と第1章目的から遵守責務と見直し手続きまでの10章、全22条で構成され、議会に関する基本的事項を総合的に規定しています。

前文

議員と市長が、ともに加西市の代表機関として、市民の多様な意見や利益を代表する役割を担っているとし、合議制の議会と独任制の市長が、それぞれの特性を活かして、議論を深め、協力することにより、加西市としての最良の意思決定を導くとする憲法上の二元代表制の本質を規定しました。また、地方自治法上の監視機能や立法機能とともに、活発な討議・討論により、市政の課題を明確にして、市民に公開することを議会の重要な役割としています。

第1章 目的

条例の全体像を示すとともに、住民が主人公として安心して暮らせるまちづくりの推進を目指します。

第2章 最高規範性

議会運営上の最高規範として位置付け、改選後速やかに、議員がこの条例と運用についてしっかり研修することを義務付けました。

第3章 議会・議員の活動原則

議会の運営にあたって、公平性、透明性を重視して市政運営を監視するとともに、議会を活発な討議の場とすること、市民の多様な意見を把握し政策提言に活かすこと、市民に対しての説明責任等を明確にしています。また、委員会の活動として、専門性を活かした運営と討議の重視、懇談会等の活用を積極的に進めるとしています。さらに議員の活動では、議長・委員長の議事進行や秩序保持を尊重し、個別事案の解決だけでなく、市民全体の福利の向上を目指し、そのため不断に自己の能力の研さんを求めています。

第4章 市民と議会の関係

議会への住民参加と情報公開を中心に定めています。住民参加の手法として、参考人・公聴会制度の活用のほか、市民との意見交換の場を多様に設けること、傍聴者に対する説明資料の配布や、請願・陳情については、政策提言として提出者の意見を述べる機会を保障しています。また、情報公開では、市民に開かれた議会として、政務調査費や視察報告・全議案についての各議員の賛否の公表や、会議の原則公開、委員会を含むインターネット中継を実施します。特に議会の議決結果を報告し、市民の意見を聞く「議会報告会」を年2回以上実施します。

第5章 執行者と議会の関係

本会議における質疑・一般質問について一問一答方式で行うことや、執行者側の反問権を規定し、活発で分かりやすい議論がなされるように工夫しています。また、市長が政策提案する場合、提言の理由や代替案、他の自治体の類似案、財源や将来のコスト計算などの提出を求め、より深い議論により論点を明確にします。さらに総合計画や福祉に関わる長期計画については、議会の議決案件に追加し、論議を積極的に展開します。

第6章 討議の拡大

議案の議決に対する議員相互間の討議の尊重と説明責任を示し、市政に関わる重要な政策については、政策検討会で討議の上、政策提言することを求めています。

第7章 政務調査費

関係書類及び報告書を常時閲覧できる体制をとります。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

議会の政策立案能力の向上のための体制の拡充を図ります。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

政治倫理条例の厳守と報酬・定数を定めるにあたっての原則を示しています。

第10章 遵守責務及び見直し手続

最高規範としての当条例の遵守義務と絶えず改善を図るための改正原則を規定しています。

※加西市議会基本条例の全文については、加西市議会のホームページでご覧いただけます。